



# 秋穂町広報

No. 97

## 人口と世帯数

(7月末)

|      |        |
|------|--------|
| 人口   | 9526人  |
| 秋穂地区 | 6089人  |
| 大海地区 | 3437人  |
| 世帯数  | 2338世帯 |
| 秋穂地区 | 1481世帯 |
| 大海地区 | 857世帯  |

## 秋穂小学校校舎

### 改築工事起工式行なわる

秋穂小学校の校舎が古く  
なつて危険校舎になりまし  
たので改築されることにな  
り、今年度の改築工事が小  
郡町山陽建設部の施工で行  
なわれることに決定し、七  
月二十五日起工式が行なわ  
れました。

校舎の改築は今年と明年

の二年計画で全校舎の改築  
が行なわれます。今年度は  
校舎の半分と給食センター  
明年度は校舎の残りの半分  
と屋内運動場(講堂)がそ  
れぞれ建設される予定にな  
っています。

新校舎は、鉄筋コンクリ  
ート三階建て管理室等九室

普通教室十四室、特別教室  
五室となっています。  
なお、今年度建設される  
給食センターは秋穂、大海  
両小学校と中学校の給食を  
実施する計画でその完成が  
待たれています。



## 農業委員決まる

農業委員の改選は七月十  
五日の選挙が無投票となり  
次の方々が新しい農業委員  
に決まりました。

- 選挙による委員十名
- 谷野 久章 再 東天田
- 前田 幸祐 新 西天田
- 西村 利治 新 中津江
- 吉岡 次助 新 中道
- 平田 正男 再 中野
- 道中 真市 新 赤崎
- 岡光 良一 新 黒海南
- 竹重 隆雄 新 黒海南
- 若村弥次郎 新 天神町

## 町議会だより

- 三好 保雄 新北条
- 選任による委員五名
- 内田 友 河野 梅治
- 上田亥佐夫 金子 勝吉
- 藤田 修三

## 「七月臨時町議会」

一般会計予算補正などを  
可決

今年二回目の臨時町議会  
が七月二十三日開かれ、一  
般会計補正予算など十二件  
の議案が可決になり二十四  
日終了しました。

決った議案は次のとおり

- 昭和四十四年度一般会計  
補正予算(第一号)
- 補正額二〇、三三〇千円
- 総額二八六、九八〇千円
- 町税賦課徴収条例の一部  
改正
- 職員等旅費に関する条例  
の一部改正
- 町有財産の取得管理及び  
処分に関する条例の一部  
改正
- 山口県町村非常勤職員公  
務災害補償組合規約の一  
部改正
- 山口県市町村公平委員会  
規約の一部改正
- 秋穂漁港修築事業物揚場  
工事請負契約
- 秋穂漁港海岸保全施設整  
備工事請負契約
- 秋穂漁港海岸保全施設整備  
工事請負契約
- 秋穂港海岸保全施設整備  
工事請負契約
- 公立小中学校危険建物改  
築事業秋穂小学校改築工  
事請負契約
- 専決処分の承認二件

# 町民所得額増加

## —四十二年所得

昭和四十四年度町民民税の課税について、それぞれ納税者に税額の通知をお知らせしましたが、その概要をお知らせします。

今年度は、地方税法の一部改正等により所得控除の額が引き上げられそれぞれ減税されております。

昭和元禄といわれるここ数年の景気を反映して所得は大きく伸びています。総所得金額(表一)が前年と比較して、一億二千六百万円も伸びている関係で課税標準額は各種控除(表二)の引上げがありました。八千万円増加しています。そのため町民税額も四百万円増額となっています。

職種別の所得状況は(表三)のとおりとなっています。納税義務者で給与所得者が六十九%農業十二%営業・事業が九%となっています。所得額を見ますと、給与が六十四%営業十三%事業十一%農業九%となり、町民税所得割は給与五十七%営業十八%事業十三%農業は四%となっています。これをもっと詳しく一人当りの所得(表四)で見ますとその他の所得が一番高く、これは別に、営業が七十三万八千円、事業が五十七万七千円、給与が四十六万五千

円、農業が三十七万四千円となっています。

また四十年所得(四十年課税)を百として比率を見ますと順調に伸びているのは営業と給与で事業は少し波が出ており農業は足ぶみの状態のようです。

県内他町村の状況を見ますと四十三年度で一人当りの所得額は上関町が六十三

万七千円と一番高く本町は四十四万三千円で四十二番目です。又納税義務者のうち均等割だけの納税者の占める割合は和木村が十三%と一番少く、本町は四十七%で二十九番目で後位に属してあります。

以上、本町自体は、前年に比べ大きく伸びておりますが、県全体からみれば、まだまだこのようでは、これから産業面、経済面における一段の飛躍が望まれます。

# こどもと老人を 交通事故から守ろう

夏休みになるとこどもの事故が急にあふえてきます。家庭でも交通安全のしつけを充分にいたしましょう。

こどもが道路で三輪車に乗ったり、自転車のけいこをして、これは非常に危険なことです。このようなことは、たとえ知らないこどもであっても「道路で遊ぶとアブナイヨ」と愛のひと声をかけてやりましょう。

こどもの交通事故の原因をみると、とび出しによる事故が多くなっています。道路で遊んでいるこどもを呼ぶときは、必ず「こどもを呼ぶまで行って、手を止めて連れ戻すようにしよう。決して道路をへだてたところから声をかけないでください。こどもは車のことなど気にせず突然と

(表1) 町民税の課税状況 (単位人千円)

| 年度 | 納税者<br>義務者 | 納税者<br>の均等<br>割 | 納税者<br>の均等<br>割 | 所得<br>金額 | 課税<br>標準額 | 町民税額 | 年収70万<br>円以上の<br>人 | 町民税<br>3万円以<br>上の人 |
|----|------------|-----------------|-----------------|----------|-----------|------|--------------------|--------------------|
| 42 | 3,513      | 1,533           | 796,777         | 363,336  | 15,446    | 182  | 138                |                    |
| 43 | 3,565      | 1,652           | 844,765         | 365,480  | 13,089    | 255  | 126                |                    |
| 44 | 3,617      | 1,657           | 973,087         | 445,370  | 17,119    | 340  | 161                |                    |

(注) 43年度から町民税率が引下げ

(表2) 各種所得控除 (44年度)

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 障害者・老年者・寡婦・勤労学生 | 7万円                   |
| 特別障害者については      | 9万円                   |
| 配偶者             | 10万円                  |
| 扶養              | 6万円                   |
| 基礎控除            | ただし第1人目については8万円       |
| 専従者控除           | 青色申告 給与制<br>白色申告 15万円 |

(表3) 昭和44年度所得割課税状況 単位人・千円・( )は%

|     | 均等割納<br>税義務者 | 所得割納<br>税義務者 | 総所得金額         | 課税標準額         | 町民税所得<br>割   |
|-----|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|
| 給与  | 1,149 (69)   | 1,339 (69)   | 623,777 (64)  | 272,683 (61)  | 9,377 (57)   |
| 営業  | 111 (7)      | 175 (9)      | 129,257 (13)  | 72,116 (16)   | 2,982 (18)   |
| 農業  | 266 (15)     | 234 (12)     | 87,666 (9)    | 26,709 (6)    | 706 (4)      |
| 事業  | 129 (8)      | 182 (9)      | 105,181 (11)  | 49,546 (11)   | 2,112 (13)   |
| その他 | 20 (1)       | 11 (1)       | 27,206 (3)    | 24,316 (6)    | 1,234 (8)    |
| 計   | 1,675 (100)  | 1,941 (100)  | 973,087 (100) | 445,370 (100) | 16,411 (100) |

(表4) 一人当所得額 (所得割納税者) (単位千円 %)

|            | 給与指数 | 営業指数 | 農業指数 | 事業指数 | その他指数 | 計指数 |
|------------|------|------|------|------|-------|-----|
| 40年(41年課税) | 374  | 100  | 497  | 100  | 336   | 100 |
| 41年(42 )   | 386  | 103  | 519  | 104  | 346   | 103 |
| 42年(43 )   | 420  | 112  | 609  | 123  | 368   | 110 |
| 43年(44 )   | 465  | 124  | 738  | 148  | 374   | 111 |

(指数は40年を100とした比率)

## 緑をたいせつ にしよう

郷土の森林はわたくしたちに欠かせない水をたくわえ国土を災害からまもり、木材を生産供給してくれま

す。樹木は大気の汚染を浄化し、きれいな空気とさわやかな緑をあたえ、生活に潤いをもたらせてくれます。

植えられた樹木は、わたくしたちの手入れをまわっている。◎雑草木の刈とり、◎枝をととのえ、◎支柱をたて、◎枯木を取り除き、◎病虫害を予防する。

◎病害虫を予防する。手入れをすれば、樹木はすくすくと生育し、明るい町づくり、国づくりとなり、美しい自然環境はわたくしたちに生きる喜びを与えてくれるのです。

さあみんなそろって植林地や街路樹、公園樹庭木の手入れをしましょう

び出すことが多いものです。また、お年寄りの人はスピード感覚などに欠けていますから事故にあうことが多いので、集会や家庭などで交通安全について話しあうことが大切です。

△急停車されてもよい距離よい速度  
△親がまず手本を示そう正しい横断  
△みんな歩いているときもひとりひとりがよく注意

# 家を建てるときには 建築基準法に注意を!!

市や町がだんだん発展し人口の集中により、家屋が密集し無秩序に発展してきますと、いろいろな不便が起ります。例えば、日当りが悪くなったりとか環境が悪くなったり住みにくくなったりとか、火災や地震などの災害に対して危険な状態になったりなど、いろいろな生活妨害が起って皆さんの健康も保てなくなります。

そこで皆さんの生命、財産、健康をまもり公共の福祉の増進を目的とした建築基準法と云う最低の基準を決めた法律があって、建築物の質の向上を図り安心して住める住みよい、防火的、衛生的な町を造ろうとしています。この法律があまり世間に知られていないために相互の利益を損ない環境が悪くなったり、大火の原因になったりしています。そこで家を建てるにあたって知っていただきたいことのあるまじについて述べてみます。

一、敷地の選び方  
家を建てる敷地を選ぶには、日照、通風、排水の良否、給排水ガス等の便、交通機関、日用品の購買、医療、教育施設などへの利便および環境の良さなどを考

慮すると同時に道路との関係、用途地域、防火地域、空地地区などの法律的制限をよく調べて、思い通りの建物ができる敷地であるかどうか判断して選びましょう。良い敷地を選ぶには、現場を良く調査して道路より敷地の方が高い所で水はけの良い場所を選ぶことが大切です。また、ごみなどで埋立てた土地、大雨が降ればすぐに浸水する土地、いつもじめじめした土地、いじめじめした土地、池や川など地滑りの危険のある土地などは、衛生上安全上十分な処置をしてからにしましょう。

二、敷地と道路の関係  
建築物の敷地は、消防活動が充分出来るように、また不時の災害などに対して安全に避難できるように二米以上道路に接していなければ原則として建物を建てることはできません。

(1) 建築基準法上の道路とは幅員四米以上の  
(イ) 道路法、都市計画法、土地区画整理法による道路  
(ロ) 建築基準法が適用されるに至った際現存する道路  
(ハ) 道路都市計画法、又は土地区画整理法による

三、用途地域の制限  
当地区には現在ではありませんが、住宅金融公庫等の融資を受けられる場合、又は一般でもこれに準じて適用され審査されています。



四、建べい率  
現在家を建てる場合に色々問題になっている建べい率とは、敷地の面積と建築物の建築面積の割合のことです。用途地域や防火地域等に於いてはそれぞれ割合が違います。敷地内に空地をとることは家を明るく、日当りよく通風のよい衛生的なものにするにも防災上非常に有効です。この割合は別表の通りです。

自主流通米制度が新米の出回る八月から実施されることになりました。あくまでも過渡的な対策であるが、うまくいってもいかになくとも、いったんこれを実行すれば、昭和十七年以来国民すべてを支配してきた国の食糧管理は、実質的にも制度的にも、根もとから崩れてゆくこととなります。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

## 動き出す 「自主流通米制度」

自主流通米制度が新米の出回る八月から実施されることになりました。あくまでも過渡的な対策であるが、うまくいってもいかになくとも、いったんこれを実行すれば、昭和十七年以来国民すべてを支配してきた国の食糧管理は、実質的にも制度的にも、根もとから崩れてゆくこととなります。

政府の計画によれば、今年産の自主流通米は百七十万トン。そのうちうち米は百万トン。年間配給量の八分の一以上にあたるといわれています。全販連、全米作農民も消費者も、い

あります。味のいい米が集めることはまちがいないが、価格形成にあまり雑音はいりすぎると、いままでも通り自主米に流してしまおうことになるでしょう。逆につきり上げだけを策しても、同じ現象を起すでしょう。いったん踏み出した自由化の道です。それぞれの協力を期待したいものです。

| 区域                           | 防火地域制の別    |       | 防火地域                        | 準防火地域 |
|------------------------------|------------|-------|-----------------------------|-------|
|                              | 用途地域別      | 構造種別  |                             |       |
| 都市計画区域内                      | 商業地域       | 耐火建築物 | 0.7A                        | 制限なし  |
|                              |            | その他   |                             | 0.7A  |
|                              | 住居・工業準工業地域 | 耐火建築物 | (A 30M <sup>2</sup> ) × 0.6 | 0.7A  |
|                              |            | その他   |                             | 0.6A  |
| 指定なし                         | 耐火建築物      | 0.7A  | 0.8A                        |       |
|                              | その他        |       | 0.7A                        |       |
| 角地等では県の指定する場所に応じて緩和される場合がある。 |            |       |                             |       |
| 都市計画区域外 制限なし                 |            |       |                             |       |
| 注記…A=敷地面積                    |            |       |                             |       |

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

町民税第二期分の納期は九月一日です。忘れずに納めましょう。

### 夏休みの すごさせ方



△子どもの自主性を育てま  
しょう

子どもにかぎらず。自分  
で考え、計画したことを実  
行し、成就することはうれ  
しいことです。

子どもの計画には時に無  
理なことやまちがったこと  
もあります。したがって、  
一人一人の子供の発達段階  
に応じて、事前の指導と援  
助が必要となります。健全  
で可能性のある計画を著実  
に実行させ完成の喜びと自  
信をもたせることが、やが  
てのぞましい自主性の育成  
につながるようになるので  
す。

平常は、毎日の学習に迫  
られて子どもにとって  
、夏休みは自分の趣味や興  
味を伸ばす絶好の機会です  
内容が比較的難しいもので  
あっても、こうした機会に  
本人の長所、特徴をいかし  
て取りつきやすい形で自由  
に研究させたいものです。  
また夏休中は、外出する  
ことが多く、水難その他の

### 児童扶養手当及び特別児童 扶養手当の請求もれの方は ありませんか

一、児童扶養手当  
(一)支給要件

- 父が死亡した児童
- 父が重度の廃疾の状態にある児童(国民年金法の一級程度)
- 父の生死が明らかでない児童
- 父母が婚姻を解消した児童

い児童

○その他前各号に準ずる状態にある児童  
○以上に該当し15才未満の児童  
但し父又は母の死亡等についで、国民年金その他の公的年金、これらの年金の加算の対象、里親に委託されている場合又は、労働基準法による遺族補償を貰っている場合(六年間停止)支給されません。

ある場合は、一人当り八万円を加算した額  
扶養義務者の所得制限、扶養親族が一人のときは五〇四、七五〇円以上二人のときは、六三四、六八八円以上、三人のときは、七七六、八一三円以上四人以上のときは、七五〇円を加えた額  
二、特別児童扶養手当  
(一)支給要件父又は母が重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者が、その児童を養育するとき(生計同一であること)以上に該当し二

十才未満の者  
但し、父又は母の死亡等について、国民年金その他の公的年金これらの加算の対象、里親に委託されている場合又は労働基準法等による遺族補償を貰っていない場合は(六年間停止)支給されません。  
(二)手当額  
一、九〇〇円に対象児童数を乗じて得た額  
(三)所得制限等は児童扶養手当法と同じ  
該当すると思われる方は住民課へお問合せの上早く請求されるようお知らせします。

### 転入転出転居等の 届出をお忘れなく

転入転出転居等の異動の届出は印かんと一般用米穀類購入通帳(お米のかよい)を持参して、町役場住民課で本人又は、本人のことをよく知っている人が手続をして下さい。

転入・  
転居  
国民健康保険に加入されている人は、被保険者証を添えて転入の届出をして下さい

食後はなまけるべし  
食後はなまけるべし「おなががいっぱいになったら少し散歩でもなきたらどう？」というのはいいほうで「少し腹ごなしにお掃除してちょうだいよ」なんて運動が消化を助けると信じこんでいらつしやるかたのなんと多いことでしょう。

### 昭和44年度 山口県警察官募集中

1. 受験資格
  - (1) 大学卒業者及び45年3月卒業見込の者
  - (2) 上記以外の者(高卒程度の学力を必要とする)

年齢・性別  
昭和17年4月2日から昭和26年4月1日まで  
に出生した男子。ただし来春高卒見込の者は昭和27年4月1日まで。
2. 受付期間  
昭和44年6月10日から8月25日まで。
3. 試験期日  
昭和44年8月31日
4. 受験手続と問い合わせ  
もよりの警察署、県警察本部、県人事委員会事務局のいずれかにおたずねください。

転入・  
転居  
国民健康保険に加入されている人は、被保険者証を添えて転入の届出をして下さい

転入・  
転居  
国民健康保険に加入されている人は、被保険者証を添えて転入の届出をして下さい

食後はなまけるべし  
食後はなまけるべし「おなががいっぱいになったら少し散歩でもなきたらどう？」というのはいいほうで「少し腹ごなしにお掃除してちょうだいよ」なんて運動が消化を助けると信じこんでいらつしやるかたのなんと多いことでしょう。

### ヘルメットを 着用しよう

ヘルメットを  
着用しよう  
単車による交通事故でヘルメットを着用してなかったために頭部に重傷を受けたり死亡する事故が多いようです。もしヘルメットを着用していたら負傷が軽くて済んだのではないかとと思われる場合が多く見受けられます。  
交通事故はますます増加している現状ですので、悲惨な死亡事故を出さないためにも、自動二輪車、バイクなどに乗るときは運転する人はもちろん同乗する人も必ずヘルメットを着用しよう心がけましょう。

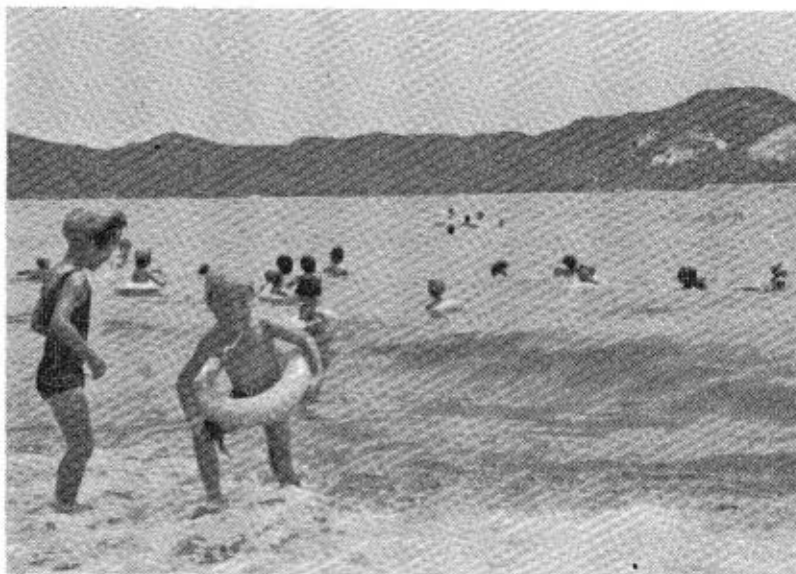
### 健康メモ

食後はなまけるべし  
食後はなまけるべし「おなががいっぱいになったら少し散歩でもなきたらどう？」というのはいいほうで「少し腹ごなしにお掃除してちょうだいよ」なんて運動が消化を助けると信じこんでいらつしやるかたのなんと多いことでしょう。



### 「夏を元気に」

夏は暑さのため、体からエネルギーの発散が大きくなり、これを補うためには栄養価の高い食物をとらねばいけないのですが、どうしても一般に食欲が減退しがちになり、あっさりしたものを食べるのが多くなります。



「うなぎ」を食べるといいう言の伝えがありますがこれは古人の生活の智慧で、うなぎには夏の健康に必要な蛋白質や脂肪とともにビタミン類が沢山含まれているからです。

うなぎに限らず動物性の食物には夏の健康に必要な蛋白質や脂肪、それにビタミン類が多く含まれていまして、できるだけ多くとるようにしましょう。

蛋白質、脂肪はエネルギーの原料で、これをよく利用するようにするのがビタミン類です。人間を機械に

例えるならビタミン類は潤滑油に相当します。わたしたちはとかくビタミン類が不足がちな食生活をしています。特に動物性食品に多く含まれているビタミンA、B<sub>2</sub>の不足が、つづくと夏まけして体の抵抗力がなくなります。

一方夏は病原菌の活動が

### 相続税のあらまし

(一) 相続税はどんな場合にかかるか

相続税は、相続や遺贈によって財産を取得した人にかかる税金です。

この相続税を計算する場合には、まず、なくなった人(被相続人といいますが)の財産の価額を合計し、それからその人の債務や葬式費用を差し引きます。こうして計算した正味の遺産総額が「遺産にかかる基礎控除額」と「遺産にかかる配偶者控除額」との合計額をこえる場合に、相続税がかかります。

この場合の相続税がかかる財産は、被相続人がもっていた財産のうち「相続税がかからない財産」を除いたすべての財産です。

この財産には、現金、預貯金、有価証券、貴金属、土地、家屋などのほか、営業をしている人がなくなつた場合には、売掛金や受取手形などの債権、商品や製

最もさかんになる季節でもあります。夏まけして抵抗力が低くなればいろいろな病気(食中毒や下痢など)になりがちです。蛋白質、脂肪、ビタミン類の多い動物性食品を食べ、夏まけしないように心掛けることが大切です。

(二) 法定相続人とは

法定相続人とは、民法に規定されている相続人のことをいい、そのあらまは次のとおりです。

(1) 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

(2) 次に掲げる人は一定の順序で配偶者とともに相続人となります。

① 被相続人の子(被相続人より前に子がなくなっている時は、孫が代襲相続人となります)。

② 被相続人の子や孫がいな

品などのたな卸資産、営業用の車両や機械などの固定資産、特許権や営業権などの無形固定資産なども含まれます。このほか、生命保険金、退戻手当金、功労金、生命保険契約の権利、年金の権利などが含まれます。

(三) 相続税はどのくらいのか

下表参照

品などのたな卸資産、営業用の車両や機械などの固定資産、特許権や営業権などの無形固定資産なども含まれます。このほか、生命保険金、退戻手当金、功労金、生命保険契約の権利、年金の権利などが含まれます。

品などのたな卸資産、営業用の車両や機械などの固定資産、特許権や営業権などの無形固定資産なども含まれます。このほか、生命保険金、退戻手当金、功労金、生命保険契約の権利、年金の権利などが含まれます。

品などのたな卸資産、営業用の車両や機械などの固定資産、特許権や営業権などの無形固定資産なども含まれます。このほか、生命保険金、退戻手当金、功労金、生命保険契約の権利、年金の権利などが含まれます。

品などのたな卸資産、営業用の車両や機械などの固定資産、特許権や営業権などの無形固定資産なども含まれます。このほか、生命保険金、退戻手当金、功労金、生命保険契約の権利、年金の権利などが含まれます。

品などのたな卸資産、営業用の車両や機械などの固定資産、特許権や営業権などの無形固定資産なども含まれます。このほか、生命保険金、退戻手当金、功労金、生命保険契約の権利、年金の権利などが含まれます。

### ありがとうございます 善意銀行からの御礼

香奠返しとして、左記の方々からご寄附を戴きました。有難く厚く御礼申し上げます。(敬称略)

花 香 北 大野 靖之  
大河内南 三好スエ子  
東 天 田 岡田 功  
赤 崎 吉永ハナ子  
東本町 徳久 正夫

金山嶺 金谷 和男  
宮ノ目 松江 宣弼  
浜 内 竹重 吾良  
日 地 大田 善造  
日 地 新谷 博之  
尚黒北田中忠孝さんから店内に設けて居られる善意箱の金封を寄贈されました。

以上の相続分をそれぞれ等分します。

### 山口県公立

### 学校教員募集

山口県教育委員会では次のとおり、公立学校教員の志願者を募集しています。出願希望者は申込書類を県教育庁管理課へ請求してください。

一、資格

(ア) 学校教育法による大学(短期大学を含む)または教員養成機関を昭和四十五年三月までに卒業し教育職員の普通免許状を取得する見込みの者

(イ) 教育職員の普通免許状所有者で昭和十五年四月二日以降に生まれた者

二、受付期間

昭和四十四年八月二十日から九月十九日まで(九月十九日必着のこと)

$$\text{遺産にかかる基礎控除} = \text{法定相続人数} \times \{400\text{万円} + (80\text{万円} \times \text{婚姻期間の年数} - 15 \times 20\text{万円})\}$$

遺産にかかる配偶者控除 最高200万円

課税される価額

(4) 子、直系尊属または兄弟姉妹が二人以上いるときは

(3) 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合には配偶者は三分の二、兄弟姉妹は三分の一

(2) 相続人が配偶者と直系尊属の場合には、配偶者と直系尊属がそれぞれ二分の一

(1) 相続人が配偶者と子の場合は、配偶者は三分の一、子は三分の二

(4) 子、直系尊属または兄弟姉妹が二人以上いるときは

(3) 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合には配偶者は三分の二、兄弟姉妹は三分の一

(2) 相続人が配偶者と直系尊属の場合には、配偶者と直系尊属がそれぞれ二分の一

(1) 相続人が配偶者と子の場合は、配偶者は三分の一、子は三分の二

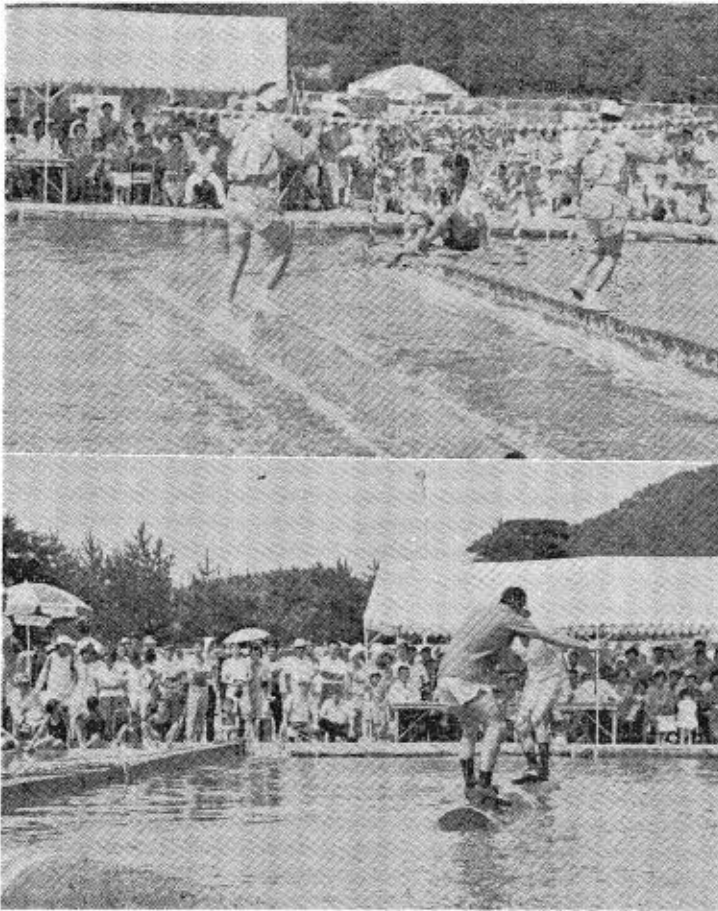
# イカダ乗りを披露

## 世界選手権大会に

### 出場の尾中君

水に浮いた丸太に乗った二人が、回したり、ゆすつたり、水をかけたりして落し合う競技、ロックローリングが八月七日町営プールで披露されました。

カナダのバンクーバー市で八月二十四日から開催される世界ロックローリング選手権大会に出場することになった本町出身の尾中明



さん(名古屋市長、名港運輸勤務)の激励が町主催で行なわれ、尾中さんはじめ地元出身のイカダ師など十人が披露されました。

町民を代表して藤生町長の激励のあいさつがあり尾中さんが「がんばってきます」とお礼の言葉を述べたあと、ロックローリング

や丸太突乗り、こまげた乗りなど伝統の技を見せてプールのサイドに集まった観衆を楽しませました。

尾中さんは天神町の出身で、イカダ師六年生。名古屋港に輸入される材木を貯木場まで運ぶ仕事をしてい

### 戦没者の遺族の皆さんへ

今次の大戦(昭和十六・十二・八以降)に関する勤務に従事し、これに関連して死没された軍人軍属の方に昭和三十九年から叙位叙勲が行なわれておりますが遺族の住所氏名等が不明のため、事務手続ができない

戦没者が次のとおりありますのでこのご遺族並びにこのご遺族をご存知の方は、住民課へ連絡下さい。

なお、戦没者の妻、子、父母の方がいないときは、親族の方が受けられます。

### お知らせ

**予防注射と健康診断**  
◎百日咳シフテリア混合予防接種

八月十九日 秋穂公民館  
八月二十日 大海支所  
時間は午後一時三十分から二時三十分まで。

対象者は昭和四十四年四月三十日以前に出生した者で初回として三回接種を受けていない者。

◎一般住民間接撮影  
八月二十五日から二十九日まで部落毎に日時を決めて検診車が巡回します。この間接撮影を受けなければならぬ人は、どこにも勤め勤めていない自営業者や家庭の主婦です。受診対象者には、後日区長さんを通じ、日程表と受診通知書を差しあげます。

### お盆を中心に臨時列車が運行されます

国鉄ではお盆の帰郷の往復や、夏休みの家族旅行やグループでの観光旅行などを楽しんでいただくため、七月下旬から八月九月にかけて延べ一八五四本の列車を増発しています。

◎次の臨時列車が比較的すいています。

◎関東方面  
電車急行「長州号」下関  
東京間、八月三日～八月三十一日

◎関西方面  
電車特急「しおじ51号」  
広島・新大阪間八月九日～二十日、九月十三日～十五日、九月二十日～二十三日

◎海軍方面  
電車急行「ながと51号」  
下関・新大阪間八月二・三・六日、八月九日～十五日、九月十三日～十五日

◎下関方面

| 官等級 | 戦没者氏名 | 死亡年月日     | 除籍時の本籍地 |
|-----|-------|-----------|---------|
| 官等級 | 熊野 敏  | 昭和18・4・17 | 東三二〇二   |
| 兵 長 | 福本 弘  | 21・1・28   | 東五九九八   |
| 兵 長 | 増田 一  | 18・7・14   | 東五九九九   |
| 官等級 | 上村 準一 | 昭和20・7・20 | 東六〇九七   |
| 兵 曹 | 河村 和一 | 18・3・10   | 東一九九七   |
| 軍 属 | 新定 栄  | 20・3・17   | 東三三四九   |
| 〃   | 徳永 秀雄 | 18・5・4    | 東一三九三   |

電車急行「やしろ51号」  
海田市・下関間  
八月十日～二十日、九月十三日～十五日、九月二十一日～二十三日

電車急行「やしろ52号」  
広島・下関間  
八月一日～三十一日、九月十三日～十五日、九月二十一日～二十三日

◎座席確保には発着席券  
国鉄中国支管内が始発となる主な列車には発着席券(一枚五十円)が発売されます。これを利用して席が確保でき安心です。

◎混雑時は全指定席になります。  
七月二十六日から八月二十四日まで「昼行特急」はすべて指定席になります。自由席はありません。指定席が満員のときどうしてその列車にのりたときは立席特急券が発売されます。